



働き方改革に関する相談窓口のご案内

相談無料

社会保険労務士が対応いたします！

2019年4月から働き方改革関連法が順次施行され、新しい仕組みやルールが設けられるようになりました。

「働き方改革に関する相談窓口」を設置しました。お気軽にご相談ください！

人手不足？
残業削減？生産性向上？
処遇改善？

開催日	時間	開催場所	住所	電話番号
2月4日(金)	13:30~16:30	八幡浜商工会議所	八幡浜市北浜一丁目3-25	0894-22-3411
2月1日(火)	13:30~16:30	大洲商工会議所	大洲市大洲694-1	0893-24-4111
2月3日(木)	13:30~16:30	宇和島商工会議所	宇和島市丸之内一丁目3-24	0895-22-5555
2月3日(木)	13:30~16:30	今治商工会議所	今治市旭町二丁目3-20	0898-23-3939
2月1日(火)	13:30~16:30	西条商工会議所	西条市期日市779-8	0897-56-2200
2月3日(木)	13:30~16:30	四国中央商工会議所	四国中央市金生町下分789	0896-58-3530
2月4日(金)	13:30~16:30	新居浜商工会議所	新居浜市一宮町二丁目4-8	0897-33-5581
2月3日(木)	13:30~16:30	伊予商工会議所	伊予市下吾川1512-6	089-982-0334

【申込方法】相談をご希望される方は、下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXまたはTELにてお申込みください (TEL: 0120-005-262 FAX: 089-913-5502)

愛媛働き方改革推進支援センター 宛

「働き方改革に関する相談窓口」申込書

事業所名		住所	
フリガナ		電話番号	-
ご担当者名		FAX	-
希望日	月 日 (曜日)	希望時間	:

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、当相談窓口業務以外には使用いたしません。

お問い合わせ先

愛媛働き方改革推進支援センター
〒790-0067 松山市大手町2丁目5-7 別館1階
TEL 0120-005-262 FAX 089-913-5502



生産性を向上させるために使える助成金はないだろうか。

最大600万円を助成

業務改善助成金

業務改善助成金

生産性向上とともに賃金引上げに取り組む
中小企業事業者を支援する制度です。

助成金を受給するには



1

事業場内最低賃金を引き上げ

- ・就業規則等に規定
- ・実際に労働者に支払うこと

出典：厚生労働省HP動画「業務改善助成金のご案内」



2

設備投資等の実施

- ・生産性向上のための機器・設備の導入
- ・業務改善のためのコンサルティング
- ・人材育成に係る研修等

活用事例



飲食店経営 Aさん

- ・セルフ式のテーブルオーダーシステムの導入
- ・最低賃金を850円から880円に30円UP



業務改善助成金

80万円

パートの方を正社員にしたいんだけど、活用できる助成金はないかしら？

キャリアアップ助成金 正社員化コース



助成金を受給するには

有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合に助成されます

- ① 有期→正規：1人当たり 57万円<72万円> (42万7,500円<54万円>)
 - ② 有期→無期：1人当たり28万5,000円<36万円> (21万3,750円<27万円>)
 - ③ 無期→正規：1人当たり28万5,000円<36万円> (21万3,750円<27万円>)
- ※①～③合わせて、1年度1事業所当たりの支給申請上乗人数は20人まで

出典：厚生労働省HP「キャリアアップ助成金のご案内」

申請から支給までの流れ

- 1 キャリアアップ計画の作成・提出
- 2 就業規則等の改定(正社員への転換規定がない場合)
- 3 就業規則等に基づく正社員等へ転換
- 4 転換後6ヶ月の賃金支払い(転換前と比較して3%以上賃金総額している必要があります)
- 5 支給申請

相談無料
秘密厳守

愛媛働き方改革推進支援センターへ
お気軽にご相談ください！

センターでは私たちがご相談をお受けしています。

常勤専門家〔社会保険労務士〕(順不同)



田淵 美紀 小浦 佳子 宮谷 しのぶ 木村 倫人 上川 謙吾 森 剛 井伊 隆幸 小林 聖也 越智 成悟 藤原 佳秀

愛媛働き方改革推進支援センター

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2丁目5-7 別館1階

フリーダイヤル ☎ 0120-005-262

✉ hataraki1@csc-ehime.jp

🌐 愛媛働き方改革推進支援センター 🔍 検索

■受付時間/9時~17時(土・日・祝日・12月29日~1月3日を除く)

